

「健康宣言」および 健康経営優良法人認定制度への対応について

1. 健康経営優良法人認定制度

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

経済産業所により健康経営優良法人認定制度の設計が行われ、認定制度を運営する日本健康会議において認定されます。

2. 認定を受けるには（中小規模法人部門）

ステップ1 「健康宣言」を行い、紙商けんぽにエントリーシートを提出



ステップ2 自社の取り組みを確認し、認定基準（*）の適合状況を自主確認する



ステップ3 自主確認の結果、十分に取り組めていると判断した場合は、健康経営優良法人認定申請書（以下「申請書」という）に必要書類を添付のうえ、紙商けんぽに提出する
（申請時期は例年11月頃）



ステップ4 紙商けんぽから健保連大阪連合会、健保連本部を経由して、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会に申請書等を提出する（一度、受理された申請書等は返却されません）



ステップ5 日本健康会議健康経営優良法人認定委員会にて、審査のうえ認定

* 基準について

認定基準については、[経済産業省のHP](#)からご確認ください。

なお、いくつかの項目で申請日から過去1年間以内における実績などが問われていますのでご注意ください。

3. 「健康宣言」とは

企業自らが「従業員の健康づくりに取り組む」ことを内外に表明することをいいます。

具体的には、企業が実際に取り組む事項を選択・決定し、健康宣言エントリーシートに記入後、紙商けんぽに提出します。

また、健康宣言を明文化した文書を社内外の誰もが閲覧できる状態にします。（事業所入口掲示板での掲示・自社ホームページへの掲載など）

紙商けんぽは、エントリーシートを健保連大阪連合会に送付します。

後日、健保連大阪連合会より紙商けんぽを経由して、「健康宣言の証」が企業へ贈呈されます。

* エントリーシートは紙商けんぽHPからダウンロードできます

* 紙商けんぽと健保連大阪連合会のHPで、企業名を紹介します

紙商けんぽが実施する各種保健事業を
健康宣言事項の取り組みにご活用ください！